

# 鳥取市スポーツ協会表彰規程

- 第1条 この規程は、鳥取市スポーツ振興のため本市在住者(第2条2～3号に記載の賞は当該期間中に本市に在住していた者、4～8号に記載する賞は当該大会期間中に本市に在住していた者)で功労のあった者、優秀な成績を収めた選手及び団体競技の選手及びチームを表彰する(ただし、特別賞は本市出身者を含める)。
- 第2条 表彰はスポーツ功労章、優秀指導者賞、特別賞、わかとり賞、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、スポーツ敢闘賞(小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒)とする。
- ただし、特別賞、わかとり賞、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、スポーツ敢闘賞は、当該年度に開催された大会を対象とする。
- 2 スポーツ功労章は、長年にわたり本市スポーツ界発展のため顕著な功績をあげた者。
  - 3 優秀指導者賞は、長期にわたり選手の育成強化に努力し優秀な成果をあげ本市スポーツの発展のため顕著な功績のあった者。
  - 4 特別賞は次に掲げる者。
    - (1) オリンピック大会及びパラリンピック大会に出場した者並びに国際大会で優秀な成績を収めた者。
    - (2) 国民スポーツ大会で優秀な成績を収めた者。
  - 5 わかとり賞は、第6項の全国大会で特に優秀な成績を収めた者。
  - 6 スポーツ賞は、全国大会等で優秀な成績を収めた者。
  - 7 スポーツ奨励賞は、中国大会等で優秀な成績を収めた者。
  - 8 スポーツ敢闘賞(小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒)は、県大会で優秀な成績を収めた者。
  - 9 スポーツ賞、スポーツ奨励賞、スポーツ敢闘賞に該当するチーム入賞は、その大会要項によるエントリー数とする。

第3条 表彰委員会は、スポーツ協会の会長・副会長・理事長及び常任理事により構成する。

第4条 本規程によって表彰は毎年度行い表彰状を授与する。

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和45年 4月18日より施行する。

この規程は、昭和52年 1月14日より施行する。

この規程は、昭和53年 1月13日より施行する。

この規程は、昭和54年 1月12日より施行する。

この規程は、昭和60年 1月18日より施行する。

この規程は、昭和61年 1月17日より施行する。

この規程は、平成24年12月26日より施行する。

この規程は、令和 3年 3月26日より施行する。

この規定は、令和 7年10月 6日より施行する。